

令和5年度 独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について

令和5年10月1日
国立大学法人千葉大学

公表様式

所管府省名	法人名		役員の状況										子会社等の役員の状況								公表方法 (ホームページによる場合はURLを記載)																				
			役員数										長における退職公務員の割合	当該子会社等の役員数の計																											
			常勤	非常勤	うち退職公務員		うち国からの役員出向者	うち独法等情報公開法対象法人の退職者			常勤	非常勤		うち退職公務員	うち当該法人の退職者																										
					常勤	非常勤		常勤	常勤	非常勤					常勤	非常勤	常勤	非常勤																							
*	(大)	国立大学法人千葉大学	7	3	0	[0]	0	[0]	1	[1]	5	(0	[0])	1	(0	[0])	0	/	1	[0	/	1]	0	[0]	0	0	0	[0]	0	[0]	0	(0	[0])	0	(0	[0])	u.ac.jp/general/disclosure/files/2023yakuin.pdf
												([])	([])	/	[/]	[

- (注1) 令和5年10月1日現在を基準日としている。
- (注2) 公表対象法人のうち独法等情報公開法対象法人（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象法人である法人）には、「法人名」の欄に「*」印を付している。
- (注3) 「法人名」の欄の「独」は独立行政法人を、「特」は特殊法人を、「認」は認可法人を、「民」は特別の法律により設立される民間法人を、「大」は国立大学法人・大学共同利用機関法人を、「司」は日本司法支援センターをそれぞれ示す。
- (注4) 複数府省共管の法人は、主たる所管府省にのみ掲載している。
- (注5) 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者（①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員（ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。）又は④国からの役員出向者を除く。）をいう。なお、「うち退職公務員」の欄において、本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上（以下「本府省企画官相当職以上」という。）として職務に従事した者に係る状況については、[]で内訳として記載している。
- (注6) 「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第8条第1項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。なお、「うち国からの役員出向者」の欄において、本府省企画官相当職以上として職務に従事した者に係る状況については、[]で内訳として記載している。
- (注7) 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独法等情報公開法対象法人（法人名に「*」を付した法人）の退職者（当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者）をいう。なお、「うち独法等情報公開法対象法人の退職者」の欄には、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いた者を含む。
- (注8) 「長における退職公務員の割合」には、特殊法人に代表権のある社長、会長が置かれる場合は、代表権のある社長、会長を含む。なお、「長における退職公務員の割合」の欄においては、本府省企画官相当職以上として職務に従事した者に係る状況については、[]で内訳として記載している。
- (注9) 退職公務員が独法等情報公開法対象法人の役職員に就任し退職した後、独法等情報公開法対象法人の役員となった場合は、「役員の状況」欄の「うち退職公務員」及び「うち独法等情報公開法対象法人の退職者」双方の欄に記載するとともに、「うち独法等情報公開法対象法人の退職者」の欄に（）で内数として記載する。なお、（）内については、当該退職公務員が本府省企画官相当職以上として職務に従事した者である場合において、[]で内訳として記載している。
- (注10) 退職公務員が公表対象法人の役職員に就任し退職した後、公表対象法人の子会社等の役員に就任した場合は、「子会社等の役員の状況」欄の「うち退職公務員」及び「うち当該法人の退職者」双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者」の欄に（）で内数として記載する。なお、（）内については、当該退職公務員が本府省企画官相当職以上として職務に従事した者である場合については、[]で内訳として記載している。
- (注11) 「※」印は、経営上の理由等により当該法人が公表していないものである。

役 職	氏 名	任 期	経 歴	選任理由
学長	中山 俊 憲	令和3年4月1日 ～ 令和7年3月31日	H 13 . 4 千葉大学大学院医学研究院教授 H 17 . 4 千葉大学バイオメディカル研究センター長 H 21 . 4 千葉大学大学院医学研究院附属動物実験施設長 H 24 . 1 千葉大学未来医療教育研究センター長 H 26 . 7 千葉大学副学長 千葉大学未来医療教育研究機構長 H 27 . 4 千葉大学大学院医学研究院長	—
理事(教員人事・危機管理担当)	中 谷 晴 昭	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	H 4 . 8 千葉大学医学部教授 H 13 . 4 千葉大学大学院医学研究院教授 H 17 . 4 千葉大学評議員 H 18 . 4 千葉大学副理事 H 21 . 4 千葉大学大学院医学研究院長 H 26 . 4 千葉大学理事(企画担当) H 29 . 4 千葉大学理事(企画・人事担当)	大学業務に精通
理事(大学改革・情報・国際担当)	渡 邊 誠	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	H 19 . 4 千葉大学大学院工学研究科教授 H 23 . 4 千葉大学大学院工学研究科デザイン科学専攻デザイン科学コース長 H 23 . 4 千葉大学副学長 H 26 . 4 千葉大学理事(教育・国際担当)	大学業務に精通
理事(研究担当)	藤 江 幸 一	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	H 6 . 8 豊橋技術科学大学工学部教授 H 10 . 4 豊橋技術科学大学未来技術流動研究センター長 H 16 . 4 豊橋技術科学大学学長補佐(将来構想担当) H 17 . 4 豊橋技術科学大学未来環境エコデザインリサーチセンター長 H 19 . 12 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授 H 20 . 4 横浜国立大学安全・安心の科学研究教育センター長 H 22 . 4 日本学術振興会学術システム研究センター主任研究員 H 25 . 10 横浜国立大学研究推進機構研究戦略推進部門長 H 26 . 4 横浜国立大学学長補佐 H 26 . 10 横浜国立大学先端科学高等研究院副高等研究院長 H 27 . 3 横浜国立大学先端科学高等研究院教授 H 28 . 4 栗田工業株式会社技術顧問(非常勤) H 29 . 4 横浜国立大学先端科学高等研究院研究戦略企画マネージャー(非常勤) H 29 . 4 いであ株式会社顧問(非常勤) R 3 . 4 千葉大学理事(研究担当)	大学業務に精通
理事(教育担当)	小 澤 弘 明	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	H 15 . 2 千葉大学文学部教授 H 17 . 4 千葉大学文学部史学科長 H 21 . 4 千葉大学普遍教育センター教授 H 23 . 4 千葉大学人文社会学研究科教授 H 25 . 4 千葉大学普遍教育センター長 H 26 . 4 千葉大学文学部教授 H 26 . 4 千葉大学副学長 H 27 . 4 千葉大学評議員 H 28 . 4 千葉大学教育学部教授 H 28 . 4 千葉大学国際教養学部長 R 2 . 4 千葉大学国際学術研究院教授、千葉大学国際学術研究院長	大学業務に精通
理事(総務・財務・施設担当)兼事務局長	丸 山 浩	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	H 16 . 4 東京医科歯科大学経理部主計課長 H 19 . 4 研究振興局学術機関課課長補佐 (併)研究振興局学術機関課連携推進専門官 H 21 . 4 高等教育局高等教育企画課大学設置室室長補佐 H 24 . 4 高等教育局高等教育企画課課長補佐 H 26 . 4 東京工業大学財務部長 H 29 . 4 高等教育局医学教育課大学病院支援室長 (併)高等教育局医学教育課大学病院支援室専門官 R 元 . 4 高等教育局医学教育課長 R 3 . 4 大学改革支援・学位機構審議役	大学業務に精通
監事(非常勤)	山 本 友 子	令和2年9月1日 ～ 令和6年8月31日	H 12 . 4 千葉大学薬学部教授 H 13 . 4 千葉大学大学院薬学研究院教授 H 13 . 12 千葉大学学長補佐 H 20 . 6 千葉大学学長特別補佐 H 23 . 4 千葉大学大学院医学薬学府長 H 23 . 4 千葉大学学長選考会議委員 H 27 . 3 同上退職 H 27 . 4 千葉大学名誉教授 H 27 . 4 千葉大学真菌医学研究センター特任教授 H 28 . 4 帝京大学アジア国際感染症制御研究所特任教授 R 2 . 9 千葉大学監事(非常勤) R 3 . 3 帝京大学アジア国際感染症制御研究所特任教授退任	大学業務に精通

本表は、下記に基づき公表しています。

- 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第13条第2項〔理事の任命の公表〕
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第22条第1項及び同法律施行令(平成14年政令第199号)第12条第2項〔役員等の氏名等の情報提供〕
- 国立大学法人法の国会審議における附帯決議(平成15年7月8日参議院文教科学委員会〔役員等の選任理由等の公表〕)
- 独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)に基づいています。